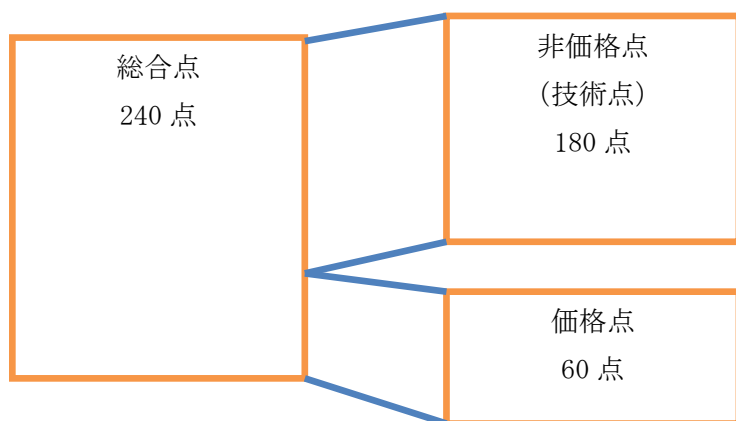


久留米市庁舎設備管理業務 評価基準

令和7年9月
久留米市

1 基本的な考え方

候補者の決定にあたっては、提案内容の評価に提案価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格等の制限の範囲内において提案があった者のうち、総得点の最も高い提案者を候補者とする。



1.1 総合評価の方法及び候補者の決定方法

「1.2 提案内容の評価」及び「1.3 提案価格の評価」で評価した「非価格点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を候補者とする。

「非価格点」と「価格点」のバランスは、3対1とする。提案者の獲得する「総合点」は、「非価格点」と「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点 (240 点)} = \text{非価格点 (180 点)} + \text{価格点 (60 点)}$$

1.2 提案内容の評価

企画提案書の内容を精査・評価し、提案内容に応じた「非価格点」を与える。

1.3 提案価格の評価

提案価格については、後に示す計算式に基づき提案価格に対する点数（以下「価格点」という）を与える。

1.4 有効数字

「非価格点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

1.5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

1.5.1 提案者それぞれの「非価格点」、「価格点」が異なる場合

「非価格点」が高い者を候補者とする。

また、非価格点が次に高い者を次点の候補者とする。

1.5.2 提案者それぞれの「非価格点」、「価格点」が同じ場合

別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

2 提案内容の評価

2.1 非価格点について

2.1.1 評価について

「非価格点」は、別に定める「企画提案書評価項目表」に基づき、以下の手順で企画提案書の内容を評価する。

(1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類を設定し、以下のように配点を設定する。

＜配点設定＞

1 章 全体概要	:	50 点
2 章 業務要件	:	115 点
3 章 その他	:	15 点

(2) 評価点の考え方

採点は、評価項目単位に 0～5 点までの 6 段階で評価する。

- A. 本市で想定していた範囲内の提案であれば「3 点」とする。
- B. 優れた提案は「4 点または 5 点」で評価する。
- C. 低いレベルの提案は「1 点または 2 点」で評価する。
- D. 評価対象外（提案無し、条件を満たさない 等）は「0 点」とする

(3) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、2～5 までの加重点を項目ごとに設定する。

(4) 非価格点の計算

非価格点の計算は以下の式で行う。

項目評価点	=	評価項目の評価点×加重点
大分類評価点	=	大分類内の項目評価点の合計
内容評価点	=	大分類評価点の合計

(5) 重要項目について

本市が特に重要と考える項目を重要項目として設定する。

2.1.2 失格について

(1) 非価格点について

「非価格点」の合計が 40%以下の場合には、失格とする。

3 提案価格の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = 60 \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格})$$

提案上限額は、評価のための数値であり、本市にて設定する。

なお、提案価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

また、提案価格が予定価格以内であっても、年度毎の支払金額の範囲内に無い年度がある場合は、失格とする。

4 総合点の算出方法

提案者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

$$\text{総合点} = \text{非価格点} + \text{価格点}$$

以上